

平成 21 年 7 月 22 日

安曇野市長 平林 伊三郎 様

安曇野市情報公開・個人情報保護審査会
会長 三澤 敏雄

個人情報外部提供について(答申)

安曇野市個人情報保護条例に基づき、平成 21 年 3 月 13 日付けで諮問のあった事案について、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

災害時要援護者支援名簿作成に伴う個人情報の外部提供について

2 審査会の意見

民生委員に関しては、民生委員法(昭和 23 年法律第 198 号) 第 15 条に守秘義務に関する規定があります。しかし、その他の情報提供先である区長、自主防災組織の長及び地区社協会長については、一般の市民でありかつ 1 年任期もある等を考慮すると誓約書のみでは提供した情報の漏洩防止に関する措置に危惧があると考えます。

また、提供する情報に障害者に関する情報が含まれており、当該障害者本人の心情を考慮すると本人の同意無しに情報を第三者に提供することは、現段階においては認められません。

したがって、当審査会としては、本人同意を得た後に、情報提供をすることが望ましいとの意見であります。

3 その他

本人に同意を得る場合も提供する情報の内容、提供先、利用方法等を十分に説明し、納得のうえ同意を得られるよう努められたい。

何よりも今後は、全市民に対しても災害時の市民による支援のあり方について広報活動を行い、市民同士の支援活動について、広く市民の理解を得ることが大切であります。